# 一般質問

９月定例会では14名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いましたが、ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは12月上旬発行予定の本会議録を図書館など、またはインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎮倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

| | |
|---|---|
| 石川　寿美…… | 「学校給食の民営化について」「環境問題について」 |
| 早稲田夕季…… | 「ごみ行政について」「世界遺産登録に向けた取組みについて」 |
| 本田　達也…… | 「世界遺産登録をめざす鎌倉市の古都法違反（一向堂・他）における指導及び進捗状況について」「海水浴場の運営等について」 |
| 松尾　　崇…… | 「まち美化とたばこについて」「出産と小児医療について」 |
| 森川　千鶴…… | 「風水害、地震に対する防災の充実について」 |
| 小田嶋敏浩…… | 「子育て支援について」 |
| 千　　一…… | 「災害時の要介護者の支援体制について」「段葛の２段の段差と途中の信号のある通りぬけが出来る所について」「聴覚障害者と声の発声のできない人への災害時の対策について」「一人暮らしの高齢者が受けている、火事の予防についての消防の点検を障害者にも」「災害時における、プライバシーと安全確保はどこに境目を設けるべきか」「市担当部局とケアマネージャーとヘルパーの連携について」 |
| 岡田　和則…… | 「大船のまちづくり」 |
| 納所　輝次…… | 「地方自治法の一部改正について」「地域安全について」 |
| 前川　綾子…… | 「児童虐待を防ぐために」「児童・生徒の放課後対策について」○小学校における放課後対策について○中学校の部活動について「学校評議員制度について」 |
| 助川　邦男…… | 「鎌倉漁港、その実現の見通し、可能性について」「抜本的な養浜対策への取り組みについて」 |
| 吉岡　和江…… | 「福祉の充実について」○障害者自立支援法に関係して○介護保険との関係で高齢者福祉の充実について |
| 原　　桂…… | 「ニート、フリーター諸問題について」「児童虐待について」 |
| 高野　洋一…… | 「市政への市民参加・参画について」「小学校給食調理業務の民間委託について」 |

## 安心して出産できる環境を問う

**厚生労働省の調査によると、産科・産婦人科は一九九〇年（平成二年）以降減り続けており、この一年半では、産科・産婦人科を掲げていた全国千六百六十五病院のうち八・三％にあたる百三十八カ所が分娩の取り扱いをやめている（今年四月末現在）との新聞報道もされています。このように、安心してお産ができる環境が減り、お産難民という言葉が生まれるような状況の中、市内の出産環境について質問がありました。**

**質問**…神奈川県の医療課によると、昨年に比べ、病院の産科、産婦人科は五カ所減って七十三カ所、診療所は十二施設減って六十二施設になっている。分娩を行う常勤の医師の数は二十五人減って三百九十九人という現状だ。市内においても、分娩を取り扱う病院が少なくなっているという声をきくが、実際、鎌倉市の現状はどうか。

**部長**…市内、八医療機関に産婦人科がある。ただ、実際に分娩ができるところは今年度から湘南鎌倉総合病院一カ所となっている。状況としては、十七年度の出生状況は約一千百二十人台の届け出があり、このうち去年は鎌倉市内に湘南鎌倉総合病院と、腰越中央医院の二カ所あったので、湘南鎌倉総合病院で約一百七十人、腰越中央医院で約八十人弱、両方で三百五十人（約三割）ほどの方が市内の病院で産まれている。いずれにしても、二カ所から一カ所になっているということは、重く受け止めたい。

**質問**…去年の数値では、七割の方が鎌倉市で出産できない事態になっている。県内、全国的にもなぜ、ここまで産科医、助産師、施設そのものが減少していくのか、さまざまなことが言われている。

例えば、妊婦の初期から分娩帰結に至るまで、全過程の救急医療に対応していかなければならないという特殊な医療であることや、昨今、医療訴訟が増加しており、大病院には訴訟のための弁護士がいて対応できるが、地域の一診療所では訴訟が起こった場合、その対応が不可能で産科をやめてしまうケースがあるということなどが言われている。こうした背景を前提とし、子育て支援を前面に打ち出している鎌倉市としてはどのように改善を考えているのか。

**部長**…一自治体だけではなく、県・国へ、その人材の育成、要請、確保をお願いする部分は出てくると思う。また、現在の鎌倉市の課題については、市内の実態に合わせた連携システムを作るのが現実的対応かと思う。地域の各産院、診療所と病院の病床・施設を共有する、開放するというものだが、その前提として病・診・連・携（※**文末参照**）が必要だ。そうした努力をやっていきたいと考えている。また、新たな産院をどう確保するかという問題については、人、場所、機器、体制、費用の問題をどうするのかというハードルがあり、今の既存の市内の体制の連携に向けてできる限り早く取り組んでいきたい。

**質問**…今答弁された連携システムはどのような構想か。

**部長**…分娩する前までその地域の七つの病院へ通っていただき、湘南鎌倉総合病院では分娩することを中心にやっていただくというシステムだ。できれば医師会というステージで湘南鎌倉総合病院も交えて連携チームを作っていきたい。これからの調整が必要だ。

**質問**…産婦人科、小児科の方々と早急に話し合いのテーブルを持ち、市の積極的なコーディネートの取り組みを進めていただきたいが、どうか。

**部長**…分娩できる市内の産院の連携に関連して、医師会等の調整は既に始めている。また、助産師の方の関係についても早急に医師会へ話を持っていき、場合によってはプロジェクトチームを作るかも含めて、こちらから投げかける機会を持っていきたい。

**質問**…例えば、鎌倉市でできることとして、将来的な分娩料の引き上げを見込んで、出産育児一時金に少し上乗せしていくということも考えてみてはどうか。長期的には人材育成があるが、今の医学生がほとんど産科・産婦人科医になりたがらないような現状を改善するために、奨学金制度を設け、鎌倉で働いてもらえるようなことはどうか

**部長**…出産育児一時金については、今度、国保だが、少し上げるということを提案したいと考えている。また、若い人の人材確保、既に経験ある人の職場復帰の提案についても受け止めていきたい。鎌倉だけでできない問題については県とも調整し、新しい医院の確保などについては医師会とも十分協議したい。

**※病診連携：かかりつけの医療機関が、専門的な治療を行うことができる専門医療機関を紹介すること。**

## 児童虐待の対策を問う

**平成十六年度に児童虐待の防止に関する法律と児童福祉法が改正されました。児童虐待は近年児童相談所での相談件数が増え、全国的にそのお悩みとなっています。そうした状況の中、市内の現状についての質問がありました。**

**【児童虐待への対応について】**

**質問**…今までは児童福祉法により、児童家庭相談については、すべて県の児童相談所が対応してきたが、近年の児童虐待の相談件数の急増で、国は、児童相談所だけでは効率的な対応ができないとして、市町村にも業務を拡大した。鎌倉市の児童虐待に対する機構改革はどのようなものか。

**部長**…平成十七年四月に、福祉センター一階に相談室を開設した。平成十八年度の機構改革ではこども部に統合し、係場所から課相当に位置づけ、相談業務の充実を図っている。

**質問**…その体制が変わったことで変化はあったか。

**部長**…相談室の体制整備により、相談件数は増加している。全体の相談件数で比較すると、平成十七年度で百十件、十八年度の四月から七月末までだけで百十二件だ。

**質問**…児童虐待に質的な変化や鎌倉特有の問題はあるか。

**部長**…児童虐待には身体虐待、ネグレクト（養育放棄、心理的虐待、性的虐待の四種類に分類され、鎌倉の場合はネグレクトと心理的虐待の件数が特に増加をしている。ネグレクトと心理的虐待が鎌倉市特有のものかは判断は難しいが、今後の件数の推移に注意を払っていきたい。

**質問**…虐待の発見にどのような対策がとられているか。発見された場合の対策として児童保護施設や民間でシェルターのような施設は鎌倉にあるか。

**部長**…子供の誕生のときから行政で行っているさまざまな健診や親子で集まる機会を通して児童虐待を早期発見できるように努めている。シェルターについては保護者が虐待ということに納得して市のショートステイ事業を自ら使う場合には、市内にある児童養護施設を利用することも可能だ。

**【虐待の通告義務の周知について】**

**質問**…法改正により、虐待が疑われる場合には市民の通告義務があるが、虐待と疑われる事例を目にした場合、どこに相談、通告するべきか迷う人も多いようだ。市としてはこれを広く知らせているか。

**部長**…「広報かまくら」やリーフレットの配布等を行って周知している。団体等、例えば鎌倉私立幼稚園協会や小・中学校、関係団体に出向いて説明をし、リーフレットの配布を行っているが、まだまだ周知が必要と思う。今後も積極的に周知を図りたい。

**質問**…教育委員会では、虐待についての情報を保護者の皆さんに教えてもらうような工夫をしているか。

**部長**…情報提供を受ける前に、教育委員会としては子供への暴力防止プログラムを各小学校で保護者向けに実施しているものか、あるいは、改正された児童虐待防止法、虐待を受けた子供への対応を保護者に知ってもらうということを実施しているか。また、保護者からの情報については主に懇談会の中でいただいている。

産婦人科の新生児室風景

## 地方自治法の一部改正について

**先の国会で地方自治法が一部改正されました。改正内容の柱の一つである、地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置に関して質問が行われました。**

**【助役制度の見直しについて】**

**質問**…助役の名称を副市長に改め、市長の権限が一部委任されて、副市長が政策及び企画をつかさどるとはどういうことか。また本市において副市長の定数や職務内容はどのようになるのか。

**部長**…副市長は、市長の意向の範囲内においてみずからの担任事項として政策・企画について処理できることが明定されたと考える。副市長の定数や職務内容については、トップマネジメント体制のあり方を基本に今後検討を進めたい。

**質問**…自治体におけるトップマネジメント体制とはどのような体制か。またそれを構築する必要性をどうとらえているか。

**部長**…市長を支える副市長を設置することで行政運営を強化することだ。これまで以上に強力なリーダーシップが発揮され、簡素で効率的な組織運営が期待できる体制だと思う。経営の視点でスピード感のある施策運営を行うためにはその構築が必要であると考える。

**質問**…トップマネジメント体制の構築の中で市長から一部権限の委譲が行われ、その委譲を受けた者が市長に代わって執行することになるが意思決定や命令が混乱したり、組織や財政の面で肥大化するおそれはないのか。

**部長**…よりスピーディーな意思決定と指示・実行ができ、指示・命令系統の混乱や組織・財政の肥大化を招くことのないよう検討を進めたい。

**質問**…収入役制度が廃止され新たに会計管理者が置かれる。本市ではどの立場が会計管理者になるのか。

**部長**…職の重要性を考慮の上、会計事務の適切な執行が確保されるよう現在検討中である。

**【吏員制度の廃止について】**

**質問**…事務吏員と技術吏員の区分の廃止とは、どういうことか。また本市の職員体制にどんな影響と課題が生じるか。

**部長**…事務吏員と技術吏員の区別を廃止し、一律に職員とすることで柔軟な職員制度を目指すものである。本市への影響としては現実面では大きな影響がないと考える。

**【監査委員制度の見直しについて】**

**質問**…識見委員を増加することができるということだが、本市の現状から見てどうか。

**部長**…現在、本市は識見委員一名と議会選出委員一名の二名体制であるが、実情として一直ちに、新たな変更や対応は生じないと認識している。

**質問**…この改正趣旨は監査委員機能の充実にあると思うが、今後監査委員の役割の重要性が増すことについての考えは。

**助役**…監査委員制度は、もとよりの重要な役割を担っているのと受け止めている。今後も引き続きその充実に努めていきたい。

**【財務に関する制度の見直しについて】**

**質問**…クレジットカードによる歳入の納付が可能になったことをどのようにとらえるか。

**部長**…便利な納付方法であり、市民サービスの拡充につながるほか、収入確保の面からも有効であると認識している。時代に対応した、より便利で確実な収納方法を検討していきたい。

**質問**…もし本市で導入するとすれば、指定代理納付者（クレジットカード業者）をどう選定していくのか。

**部長**…現在のところ、政令が規定されておらず、詳細は具体的になっていないが、業者の財政的基礎の状況、社会的信用の有無、適正な情報提供などの選定基準を規則で定めていくことになると考える。

**【行政財産の貸し付けについて】**

**質問**…行政財産の貸し付けが拡大されたことによる、本市への影響は。

**部長**…行政財産については、これまでも目的外使用許可により貸し付けを行っている。今回の改正では庁舎の空きスペース等を貸し付けの対象とするなどの拡大を図ったものだ。本市への直接的な影響は現時点ではないと考えるが、今後、行政財産を管理していく中で、空きスペースが生じる場合は有効活用の観点から検討、拡大を図りたい。

**質問**…そのような状況は、現在の鎌倉市にはなくても将来的に訪れないとも限らない。本市の行政財産が不適切な相手や用途に貸し付けられたり、特定の者に便宜を図ることになりはしないか心配だがその点はどうか。

**部長**…大切な行政財産であるので、貸し付けに当たっては、今後も適正に対応したい。

**【法改正の趣旨について】**

**質問**…地域住民のために真に改革が行われるのか法視したい。市長としてこの今回の法改正をどうとらえ、進めていくのか。

**市長**…地方分権の一層の進展に資するものととらえている。今後とも行政運営の視点に立ち、質の高いサービスを提供していきたい。

**質問**…海水浴場開設期間、監視業務を委託していない方法が一社との随意契約だ。一社随契にした理由は。

**部長**…神奈川県ライフガード協会に加盟し、地域に根ざした活動を行っており、経験豊富な人材が確保され、質の高い監視業務が期待できること、また、古くから本市の監視業務に携わっていることから波や風、潮の流れ等海水浴場によって異なる状況を熟知していること等が理由である。

**質問**…その理由では本当の理由になり得ない。本市の海水浴場の監視業務がそこにしかできないという理由はあるのか。鎌倉の海を熟知しているのはそこだけなのか。

**部長**…確かにほかの業者でも能力を備えた業者はあると思う。今後については、一社随契のあり方を十分検討していきたい。

**質問**…これから、監視業務委託についてどのようにしていくのか。

**部長**…業務内容等を精査し、その内容、契約方法について抜本的に見直しを図りたい。

## 海水浴場運営をただす

**鎌倉市の海水浴場は毎年六月二十八日から八月三十一日まで、材木座・由比ガ浜・腰越の三つの海岸で開設されています。その海水浴場の運営について質問がありました。**

**【京急駐車場の貸借について】**

**質問**…海水浴場運営委員会所属団体である由比ガ浜茶亭組合（以下、茶亭組合）が、夏の間、京急の駐車場を借りているという話を聞いた。京急は、茶亭組合ならば、観光客の違法駐車抑止のため社会貢献につながるからと契約した。しかし茶亭組合の組合員は、自分たちの組合が京急と契約していることを知らないと聞く。それは茶亭組合の組合長が、茶亭組合の名前を使って自分のところで経営していたのだと認識するが、どうか。

**部長**…ご指摘のとおりと確認した。

**質問**…詐欺横領に抵触するおそれがあると思うが、どうか。

**部長**…問題があるとの認識はある。

**質問**…茶亭組合の組合長は海水浴場運営委員会の委員長であり、運営委員会の事務所は市役所観光課に置かれている。これをどうとらえるか。

**助役**…まず、茶亭組合としての対処は組合内部でお願いしたい。しかし本市としても、早い時期に海水浴場運営委員会を開催し、この問題について協議するよう指導していきたい。本市として主体的に責任をもって指導監督を行いたい。

**【海開き式の会計管理について】**

**質問**…海開き式は海水浴場運営委員会と市が共催している。式には皆さんからのご祝儀が集まるが、その収入が予算にも決算にも出てこない。これはどうとらえればいいのか。

**部長**…ご祝儀は、会場を提供した茶亭組合に入っている。今後は会計上きちんとわかるように処理をしていきたい。

**助役**…ご指摘の点も含めて指導監督していきたい。

**【海水浴場監視業務委託について】**

**質問**…海水浴場開設期間、監視業務を委託していない方法が一社との随意契約だ。一社随契にした理由は。

**部長**…神奈川県ライフガード協会に加盟し、地域に根ざした活動を行っており、経験豊富な人材が確保され、質の高い監視業務が期待できること、また、古くから本市の監視業務に携わっていることから波や風、潮の流れ等海水浴場によって異なる状況を熟知していること等が理由である。

**質問**…その理由では本当の理由になり得ない。本市の海水浴場の監視業務がそこにしかできないという理由はあるのか。鎌倉の海を熟知しているのはそこだけなのか。

**部長**…確かにほかの業者でも能力を備えた業者はあると思う。今後については、一社随契のあり方を十分検討していきたい。

**質問**…これから、監視業務委託についてどのようにしていくのか。

**部長**…業務内容等を精査し、その内容、契約方法について抜本的に見直しを図りたい。

## 可決した決議

議会は９月28日の本会議において、多数の賛成により、次の決議を行いました。

**岡本二丁目マンション開発にかかわり行われた市有地260－２及び市道053－101号線の一部を編入同意した行為は認められないことを確認することに関する決議**

平成18年４月27日付鎌倉市指令開指第７－42号をもって小松原建設株式会社に対し再許可処分を行った鎌倉市岡本二丁目78番１ほか３筆の土地における開発行為は、１回目の許可処分において平成17年12月９日付で、神奈川県開発審査会により、接道要件を欠いているので違法な許可とし、その取り消しの裁決が行われた。

それを受け、本市議会は、平成17年12月22日「市有地岡本二丁目260－２番地及び市道053－101号線の原状回復と適切な管理を求めることに関する決議」を行い、市長に速やかにその措置を求めたところである。

ところが市長は、この議会決議について重く受けとめて慎重に対応するとしながらも、市有地260－２の土地に加え、053－101号線の市道の一部まで開発区域に編入することを同意し、同開発の再許可を出してしまった。

そもそも、市有地260－２番地の土地は、法に基づく公共施設としての道路でないことは、神奈川県開発審査会の裁決で確定した事実であるとともにその裁決は、行政不服審査法により、関係行政庁を拘束するものであることから、市長はこの裁決に従う義務がある。

そして、法的に公共施設でない市有地を当該開発区域に編入同意することは、本来できないことであり、神奈川県開発審査会の裁決に真っ向から反する根本的な誤りである。

このたびの編入同意は、市民にとって、公益性、利便性を著しく欠くものであると同時に市議会の審査の中で明らかになったように、このような変則的な編入同意は、前例もなく到底認めることができるものではない。

よって鎌倉市議会は、同開発にかかわり行われた、市有地260－２及び市道053－101号線の一部を編入同意した行為は認められないことを確認する。

以上、決議する。

平成18年９月28日

鎌倉市議会

## 平成17年度一般会計及び特別会計決算を認定

今定例会では、市長から平成十七年度の一般会計及び六特別会計（下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業）の決算認定議案が提出されました。

**【決算等審査特別委員会で審査】**

議会では、九月十一日に決算等審査特別委員会（委員長＝渡邊隆議員）を設置し、予算審議における指摘事項がどのように反映されたか、第三次鎌倉市総合計画改定後期実施計画の諸施策がどのように遂行されたかなどの点を中心に、予算の適正な執行と行政効果について、七日間にわたり審査を行いました。

審査では、担当部課への質疑を行った後、市長に出席を求め、重要な課題について質疑を行い、その見解をただしました。

その後、採決に入り、一般会計歳入歳出決算は少数の賛成により不認定、下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、介護保険事業の四特別会計決算を多数の賛成により認定、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業の二特別会計決算を総員の賛成により認定し、審査を終了しました。

認定・不認定の状況は次のとおりです。

○一般会計歳入歳出決算

**【認定】**民主、同志、公明

**【不認定】**共産、ネット、自民

○下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、介護保険事業の四特別会計決算

**【認定】**民主、ネット、同志、公明、自民

○老人保健医療事業、公共用地先行取得事業の二特別会計決算

**【不認定】**共産

なお、審査の過程において、今後の市政執行に向け、数多くの指摘事項や意見が出されましたが、次の二点については、当委員会の総意としました。

◎浸水対策について

平成十六年の台風災害を機にさまざまな対策を講じているが、今後、想定雨量を越える集中豪雨が予想されることから、土のう の整備やＦＭラジオによる情報伝達に努めること。

◎交通政策について

いまだ道路問題が改善されておらず、今後も多くの観光客の訪問が予想される本市においては、新たな施策に取り組むこと。

**【本会議で十七年度決算を認定】**

九月二十八日の本会議においては総員により認定

決算等審査特別委員会の審査風景

**決算等審査特別委員会委員**

| | |
|---|---|
| 委員長 | 渡邊　隆（民　主） |
| 副委員長 | 小田嶋敏浩（共　産） |
| 委　員 | 久坂くにえ（民　主） |
| 〃 | 萩原　栄枝（ネット） |
| 〃 | 本田　達也（自　民） |
| 〃 | 山田　直人（民　主） |
| 〃 | 前川　綾子（同　志） |
| 〃 | 藤田　紀子（公　明） |
| 〃 | 森川　千鶴（ネット） |
| 〃 | 赤松　正博（共　産） |

て、委員会での審査結果が委員長から報告され、議案に対する討論（※**文末参照**）が行われました。討論は、反対討論を萩原議員（ネット）、小田嶋議員（共産）が、賛成討論を藤田議員（公明）が行いました。その後採決に入り、一般会計歳入歳出決算及び下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、介護保険事業の四特別会計決算を多数の賛成により、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業の二特別会計決算を総員の賛成により認定しました。

賛否の状況は次のとおりです。

○一般会計歳入歳出決算

**【賛成】**民主、同志、公明、無所属

**【反対】**共産、ネット、自民、無所属

○下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、介護保健事業の四特別会計決算

**【賛成】**民主、ネット、同志、公明、自民、無所属

**【反対】**共産

○老人保健医療事業、公共用地先行取得事業の二特別会計決算は総員により認定されました。

**※討論：議題となっている案件について、採決の前に賛否の意見を表明すること。**